

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主、顧客、地域社会、従業員など多くの関係者の期待に応え、社会の信頼と共感を得られる企業であるために、また、健全な企業として存続していくために、企業価値の向上をめざします。企業価値の向上には、収益力や業容の拡大による事業基盤の拡大のみならず、経営上の諸問題を自ら適正に解決、改革していく経営管理組織の存在が不可欠であり、コーポレート・ガバナンス体制の整備と強化に真摯に取り組んでまいります。

(高圧ガス工業グループの企業理念)

1. 「人と技術と環境の調和。無限の可能性に挑む。」という理念のもと、「創業の精神を忘れずに、アセチレンバウム(アセチレンの樹)の夢を追いかけて、限らない可能性の炎を燃やし続ける。」グループ企業をめざします。
2. 「株主」及び「取引先」各位ならびに「従業員」を三位一体と考え、公正妥当な倫理基準に基づいた事業活動を通して、社会に貢献できる経営を行います。
3. 全般的な経営の効率化を地道に推進し、企業体質の健全性を維持しながら、企業価値を高め、事業規模の拡大をはかります。
4. 「安全・安心をすべての基本姿勢」とし、創業以来一貫して、この姿勢を貫いております。
5. 「地域に密着した企業ブランド」を構築し、存在感のあるグループ企業をめざします。

この企業理念は、高圧ガス工業グループ企業共通の認識であり、全社一丸となって実現に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-2】

株主が議案の十分な検討期間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めていきます。
また、招集通知に記載する情報は、株主総会に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に電磁的方法にて開示しています。

【補充原則1-2-4】

機関投資家や海外投資家の比率が相当数に達した段階で、議決権の電子行使や招集通知の英訳など適切に議決権を行使できる環境を整備します。

【補充原則4-2-1】

当社の役員報酬は、業績に連動しない基本報酬と業績の目標達成度によって変動する賞与によって構成され、基本報酬及び賞与の水準は、国内の同業種や同規模の他企業の水準を参考のうえ当社の業績、従業員の賃金水準などを勘案して決定します。また、個々の基本報酬及び賞与については、それぞれの能力、貢献度、期待度などを勘案して決定します。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

当社は、監査役会設置会社を採用しており、現状においては十分機能を果たしているため、任意の諮問機関は採用しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

政策保有株式の選定については、相互の企業価値向上をもたらすことが可能な企業を対象とすることとしています。なお、取締役会で企業価値の向上の効果を勘案して、毎年、見直すこととしています。議決権行使については、議案が発行会社及び当社の企業価値の向上につながるかどうかを総合的に判断することとしています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役会規則の定めに従い、取締役と会社の取引、執行役員と会社の取引における自己取引・間接取引及び主要な株主と会社の取引の有無について各取締役に報告を求め、該当する取引については、取締役会で承認決議をしています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(高圧ガス工業グループの企業理念)

本報告書1. 基本的な考え方をご参照下さい。

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

本報告書1. 基本的な考え方をご参照下さい。

(取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き)

補充原則4-2-1の記載をご参照下さい。

(取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行なうに当たっての方針と手続き)

取締役及び監査役候補者の指名に当たっては、人格・見識などを考慮して、それぞれの職務を全うできる適任者を選び、監査役候補者については、株主総会の議案提出に関する監査役会の同意を得て指名します。執行役員の選任については、当社執行役員規程に基づき決定します。

(取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行なう際の、個々の選任・指名についての説明)

取締役及び監査役候補者については、株主総会招集ご通知の参考書類に記載のそれぞれの選任議案において、候補者とした理由を記載しています。

【補充原則4-1-1】

取締役会の決議事項は、会社法等の法令及び定款に基づく取締役会規則に定められており、人事・組織等に関する事項、財務・経理等に関する事項、株主・社債等に関する事項、その他重要事項は、取締役会の決議をもって決定することとしています。また、経営の効率化と適法性確保のため、取締役及び監査役ならびに執行役員で構成する経営会議を随時開催しています。経営会議では、取締役会の決議事項および経営に係る重要事項等の協議、執行役員による業務執行の内容及び結果の報告が行なわれます。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役としての資質を十分に備えた、独立性・客観性のある社外取締役2名を選任しています。

【補充原則4-11-1】

取締役会は、専門知識や経験等の異なる多様な取締役で構成するとともに、その機能が最も効果的・効率的に発揮できる員数として15名以内と定款に定めています。

【補充原則4-11-2】

当社の取締役・監査役は、社外取締役・社外監査役を含め、株主の信任に応えるべく、その期待される能力を発揮するよう、十分に時間を費やし、取締役・監査役としての職務を全力で遂行しています。

また、取締役・監査役の兼任先については、上場企業の役員をはじめ、兼任先の役職を確認し、当社の取締役・監査役としての職務の遂行に問題がないこと、加えて、社外役員の場合には、社外取締役・社外監査役としての独立性・客観性に問題がないことを確認しています。なお、取締役・監査役の主な兼任状況については、株主総会招集ご通知の参考書類、有価証券報告書等で開示しています。

【補充原則4-11-3】

当社の取締役会は、年一回「取締役会の役割と責務の実効性」、「取締役会の審議事項の妥当性」、「次年度に取り組むべき課題」等を討議し、取締役会の実効性をはかるうえでの課題を認識し、また、その解決策を実践しています。

【補充原則4－14－2】
当社は、当社の取締役及び監査役が、会社の事業、財務、組織等に関する必要な知識を取得し、一層高度な知見を得るに必要な支援を行なっています。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は株主等との建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて合理的な範囲で対話の場を持つよう努めています。当社経営方針にかかる理解を得る努力を行なうとともに、株主等の声に耳を傾けることで、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
デンカ株式会社	6,906,198	12.42
こうあつ共栄会	6,423,553	11.56
共栄火災海上保険株式会社	4,003,000	7.20
大陽日酸株式会社	3,142,000	5.65
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	2,717,000	4.88
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,471,427	4.44
高圧ガス社員持株会	1,754,050	3.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,576,000	2.83
北陸工業瓦斯株式会社	886,000	1.59
株式会社日本触媒	846,000	1.52

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明
――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉高 紳介	他の会社の出身者								○			
笹野 哲郎	弁護士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉高 紳介		デンカ株式会社 代表取締役社長兼社長執行役員	デンカ株式会社の代表取締役であり、会社経営についての豊富な知識と経験に基づいた客観的な視点からの助言や意見をいただけるからであります。
笹野 哲郎	○	弁護士	長年にわたる当社顧問弁護士としての経験から当社の事業内容に精通しており、また、弁護士として培われた豊富な専門的知識と経験により、客観的な視点からの助言や意見が期待できるからです。上記aからjのいずれにも該当せず、一般株主と利害相反の生じるおそれもないことから、独立役員に指定しました。平成6年11月から平成27年3月まで当社の顧問弁護士であり、当社から顧問料を支払っていましたが、多額ではなく独立性の判断に影響を与えるものではありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人及び内部監査室の監査計画、監査の実施内容及び監査結果について適時に説明を受けるとともに、会計監査人と定期的に情報交換を実施し相互の連携をはかっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
狩野 仁	他の会社の出身者										△			
山本 学	他の会社の出身者										○			
山崎 勇	弁護士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
狩野 仁	○	元三菱UFJ信託銀行株式会社 執行役員	長年にわたり三菱UFJ信託銀行株式会社で証券代行業務に携わられた経歴があり、企業のガバナンスについて高い見識と豊富な経験を有していることから、当社のガバナンスの強化に繋がる専門的な視点からの監査が期待できることから独立役員に指定しました。
山本 学		デンカ株式会社 取締役兼専務執行役員	デンカ株式会社の取締役兼専務執行役員であり、会社経営についての豊富な知識と経験に基づいた客観的な視点からの監査が期待できるからであります。
山崎 勇	○	弁護士	長年にわたる当社顧問弁護士としての経験から、当社の事業内容に精通しており、また弁護士として培われた豊富な専門知識と経験により、客観的な視点での監査を期待できることから独立役員に指定しました。なお、平成12年6月から平成23年3月まで当社の顧問弁護士であり、当社から顧問料を支払っていましたが多額ではなく、独立性の判断に影響を与えるものではありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

- 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
取締役会は、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしながら以下の点を中心に健全で効率的な企業運営に資するかどうかなどを総合的に勘案して選定しています。
(1)当社の事業内容や業界について精通し、会社経営についての豊富な知識と経験に基づいた有益で客観的かつ公正な立場からの助言と監督を期待できること
(2)専門的な知識が豊富で、その分野についての高い見識に基づいて、有益で客観的な立場からの助言と監督を期待できること

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

- 【補充原則4-2-1】
当社の役員報酬は、業績に連動しない基本報酬と業績の目標達成度によって変動する賞与によって構成され、基本報酬及び賞与の水準は、国内の同業種や同規模の他企業の水準を参考のうえ当社の業績、従業員の賃金水準などを勘案して決定します。また、個々の基本報酬及び賞与については、それぞれの能力、貢献度、期待度などを勘案して決定します。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役及び監査役の報酬等の総額(平成27年度)

取締役 16名 253,950千円

監査役 5名 65,350千円

うち社外役員 5名 55,750千円

(注) 上記報酬等の総額には、第83期定時株主総会において決議された役員賞与55,000千円を含めています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、業績に連動しない基本報酬と業績の目標達成度によって変動する賞与によって構成され、基本報酬及び賞与の水準は、国内の同業種や同規模の他企業の水準を参考のうえ当社の業績、従業員の賃金水準などを勘案して決定します。また、個々の基本報酬及び賞与については、それぞれの能力、貢献度、期待度などを勘案して決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

【補充原則4－13－3】

内部監査室における監査結果及び各部門からの報告により把握した業務執行や執行状況に関する問題点等を適宜取締役や監査役へ報告しています。

また、社外取締役や社外監査役からの指示を受けての社内連絡・調整は取締役会事務局及び常勤監査役が行ない、常時、情報を提供できる体制が整っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、監査役・監査役会設置会社であり、当社の業務執行は、法務に関する専門的知識や当社の事業内容や業界についての知見・識見を有し、かつ経営に関する知識や経験が豊富な社外取締役が監督し、また、企業ガバナンスと法務に関する専門的知見や経営に関する豊富な知識・経験を有する社外監査役及び社内出身の監査役が内部監査室等と連携を保ちながら客観的な見地から監査することにより、適正な監督と監視が可能となるような経営管理組織を採用しています。

各機関の活動状況は次のとおりです。

「取締役会」は原則として年7回、必要に応じて臨時に開催しています。取締役のうち2名は、社外取締役であり、2名の社外取締役のうち1名は、当社の議決権の12.5%を保有する株主であるデンカ(株)の代表取締役であります。社外取締役には、客観的かつ公正な観点から意見を述べることによる監督機能の発揮が期待されますが、その実効性を確保するには、当社の事業内容や業界についての知見・識見を有し、また、経営に関する知識や経験が豊富であることが重要な資質であり、当社の社外取締役として適任であると判断しています。他の1名は、弁護士として培われた豊富な専門的知識を有するほか、当社の事業内容にも精通しており、特定の利害関係に偏ることのない客観的な視点からの助言や意見が期待できることから独立役員に指定しています。

また、経営環境の変化に柔軟、かつ迅速に対応し、経営の効率化と適法性を確保するため、取締役及び監査役ならびに執行役員で構成する「経営会議」を必要に応じて随時開催し、取締役会の決議事項および経営に係る重要事項等の協議、執行役員による業務執行の内容及び結果の報告が行なわれます。

なお、執行役員は、「取締役会」の意志決定に従って業務執行を行ない、業務執行に関する意思決定と業務執行の連携をはかっています。

取締役の業務執行の客観的な観点からの監査は、監査役4名により行なっています。そのうち3名が社外監査役であります。3名の社外監査役のうち1名は、長年にわたり証券代行業務に携われ、企業ガバナンスについて高い見識と豊富な経験を有しており、また1名は弁護士として、豊富な専門的知識を有するほか、当社の事業内容にも精通しており、それぞれ独立役員に指定しています。特定の利害関係に偏ることのない客観的で公正な監査が期待できます。他の1名は、当社の議決権の12.5%を保有する株主であるデンカ(株)の取締役であり、業界及び当社の事業内容に精通し、経営に関する豊富な知識と経験に基づいた客観的な視点から、実効性の高い監査が期待できます。

監査役は取締役会、経営会議など重要会議への出席、担当部署に対するヒヤリング、子会社への往査、会計監査人からの監査結果の聴取ならびに意見交換、内部監査室との連携などを通じて機能が強化され、業務執行の妥当性・適法性について監査を行なっています。

また、監査役が求めた場合は、監査を補助すべき使用人を置き、取締役の指揮命令からの独立性を確保します。

各監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき、取締役会、経営会議をはじめとする重要な会議へ出席し、取締役の職務遂行を監査するとともに適時適切な意見を述べるなど監査体制を整えています。

また重要な決議書類を閲覧し、その内容の確認をしています。子会社については、必要に応じ取締役ないし社の担当取締役から職務の執行状況等を聴取しています。

監査役の職務の執行について生ずる費用は、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その請求により支払います。

会計監査人につきましては、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。監査法人及び当社監査に従事する監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

コンプライアンス体制につきましては、企業倫理委員会を設置し、全ての役員及び従業員が遵守すべき規範を「コンプライアンス基本規程」に具体的に定め、啓発・教育を継続して行ない、コンプライアンスへの意識と関心を高める努力をしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は上記のように監査役会設置会社として、社外取締役2名を含む取締役で構成される取締役会を中心に、執行役員制度の導入と合わせ有効なガバナンス体制を構築しており、当社の事業内容及び子会社を含めた事業領域において適正なものと考えております。また、監査役4名のうち3名が社外監査役であり、年7回開催される取締役会に出席しているほか、経営者との情報交換を行ない、また、意思決定に関わる機関である経営会議に出席することにより、経営全般の状況を把握することで取締役の業務執行の監査が有効になされていると判断しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公正な会社情報の開示を適切に行なえるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資家への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨んでいます。	
IRIに関する部署(担当者)の設置	当社は、IR・広報担当に取締役・執行役員を選任しており、これらのIR・広報担当が各事業部門等から情報を収集し、インサイダー情報の管理に留意しながら、株主等との対話に対応します。株主等との対話の中で得られた貴重な情報等については、経営会議や取締役会で報告し効果的に活用します。また、個別面談以外の対話の手段についても、その充実ははかってまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業倫理行動指針で、株主、顧客、協力会社、社員などのステークホルダーを尊重し、健全で良好な関係を築くことを定めています。また、この指針を当社ウェブサイトで公開しています。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化や将来のリスクに柔軟に対応し、健全で効率的な経営を行なうため、法令遵守、リスク管理、業務の効率化、適正な財務諸表の作成などを目的とする経営管理組織を整備し、チェック体制の効果的な運用により経営目的の達成と企業の存続をはかります。

2. 整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づいて「内部統制システムの構築」について、取締役会で決議を行っており、その決議内容と整備状況は次のとおりであります。

(1)取締役及び執行役員ならびに使用人(以下「役職員」という)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員は、企業理念、企業倫理行動指針に基づき、適法かつ公正な事業活動に努める。

法的要求事項を遵守するため、当社の企業倫理委員会が、コンプライアンス基本規程に基づき、コンプライアンスに係る全社的な管理ならびに啓発・教育を行なう。

法令違反等コンプライアンスに係る問題の早期発見と是正をはかるため、外部の窓口に直接通報できるグループ内の通報制度を設置する。

取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から職務の執行を監督する。また、監査役、社外役員の意見を得て監査・監督の客観性と有効性を高める。

内部監査部門として、他の各部門から独立した組織である内部監査室を設置し、内部統制に係る業務及びリスク管理の適正性と有効性を評価する。また内部監査室は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制報告書」の作成を目的とした、統制活動の整備・運用状況の検討・評価を行ない、その結果を代表取締役ならびに常勤監査役に報告する。

反社会的勢力の介入防止のため、企業倫理行動指針で反社会的行為への関与を禁止し、反社会的勢力との一切の関係遮断のための体制を整備する。

(2)取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、その他重要な会議における情報、取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い、文書または電磁的記録媒体(以下「文書等」という)に記録し保存する。

取締役、監査役、内部監査室が、これらの文書等の閲覧を要請した場合は、直ちに提出できる体制とする。

法令または証券取引所の規則等に基づいて開示すべき情報については、適正性の確保をはかり、速やかに開示する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループに発生することが想定されるリスクの監視及び対応は、リスク管理規程に基づき、経営会議が行なうものとし、リスクの洗い出しとその軽減をはかる。

企業活動に対し重大な影響を及ぼすと思われる事象の発生時には、非常事態対策規程等に基づいて対策本部を設置し、対策本部長として代表取締役社長が指揮命令を下し、その対応にあたる。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

意思決定機関である取締役会とは別に、取締役及び監査役ならびに執行役員で構成する「経営会議」を設置し、業務執行に係る重要事項について検討・協議することにより、取締役会の意思決定の迅速化をはかる。

組織規程及び職務分掌規程に定める各組織単位の責任業務と役職員の職務権限の合理的な配分により、職務執行の効率化をはかる。

取締役会及び経営会議は、経営効率を阻害する要因の排除・低減等により、全社的な業務の効率化をはかる。

(5)企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体のコンプライアンスやリスク管理に関する諸施策は、グループ会社各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社のグループ会社責任部門・管理責任部門がその状況を監査する。

当社は、関係会社管理規程に基づき、当社グループ会社に対してその業績状況・決算状況等を定期的に継続的に報告させる。

当社は、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行ない、連結業績向上に資するよう、グループ会社を支援・指導する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性に関する事項

監査役から監査を実行的に行なうための補助使用人の選任要請があった場合は、監査役スタッフとして補助使用人を置く。

当該補助使用人は監査役スタッフとしての業務に関し、監査役の指揮命令を受ける。

(7)取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

監査役は、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人ならびに監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行なう機会を確保する。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行なう。

当社及び当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合またはその恐れがある場合は、監査役にその内容を報告する。

監査役は、監査役と当社グループ会社の監査役との連携及び当社グループ会社の役職員からの情報収集の機会を確保する。

監査役は、重要な会議の議事録、その他重要書類(電磁的記録を含む)をいつでも閲覧することができる。

当社は、監査役への報告を行なった当社及び当社グループ会社の役職員に対して、不利益な取扱いを行なわない。

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用は、職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その請求により支払う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や、当該勢力による被害を防止する観点から、当社コンプライアンス体制の基盤である「企業倫理行動指針」において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決します。」と基本指針として定めています。

反社会的勢力への対応は、総務部を主管部署とし、社外の企業防衛を目的とする組織に参加して情報収集するほか、地元警察署との相談や顧問弁護士への指導のもとに、反社会的勢力を排除する内部統制体制を整備しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社におけるコーポレート・ガバナンスの社内体制図は、別添1のとおりです。

(1)適時開示の基本的な方針

当社は、投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行なえるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資家への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨んでいます。

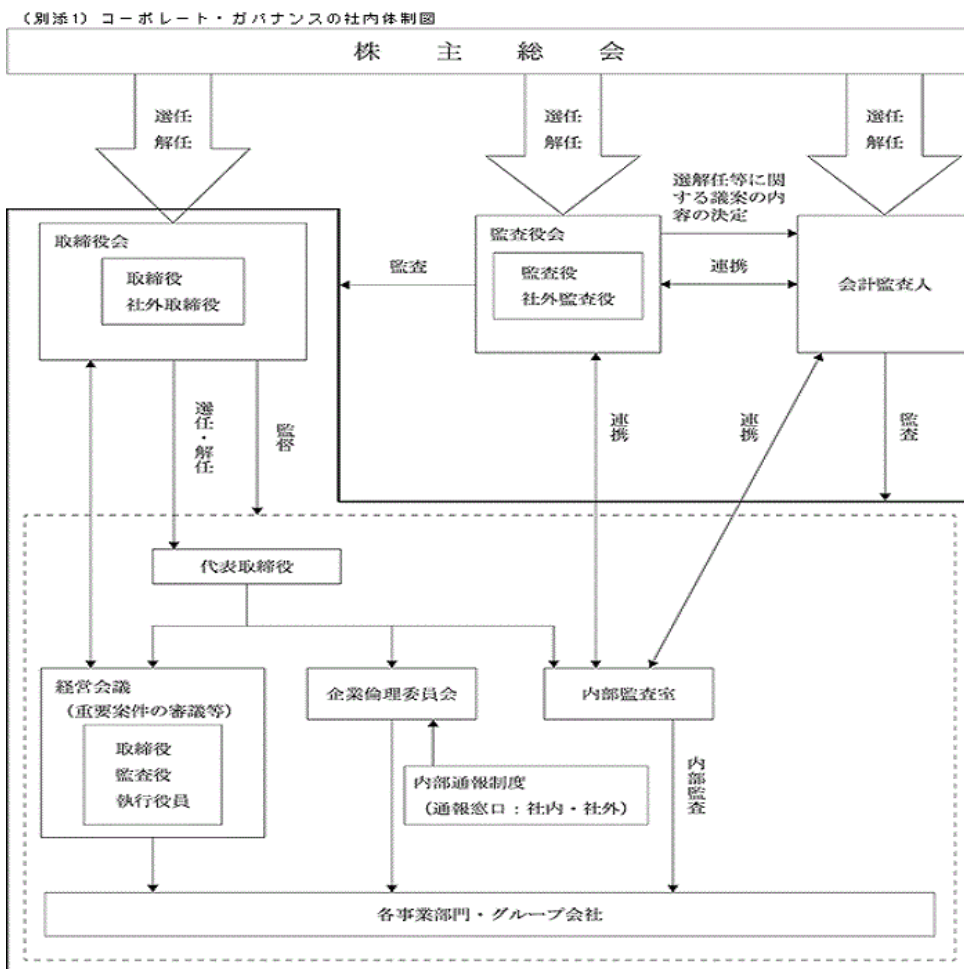
(2)適時開示の手続き

(イ)決定事実に関する情報は、管理本部長が情報の集約と管理を行ない、重要性と適時開示の要否の判断を、IR担当・総務部長・経理部長・関連部署で構成する情報管理連絡会で検討します。取締役会または取締役会への付議が不要な事項については経営会議で承認後、IR担当者が速やかに開示します。

(ロ)発生事実に関する情報は、各部門の情報連絡担当者から速やかに管理本部長に情報が集約され、情報管理連絡会での検討を経て、取締役社長に報告後、IR担当者が速やかに開示します。

(ハ)決算に関する情報は、管理本部長が経理部からの報告を受け、情報管理連絡会で内容を検討します。取締役会の承認後、IR担当者が速やかに開示します。

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制図は、別添2のとおりです。



(別添2) 会社情報の適時開示に係る社内体制図は次のとおりであります。

